

# 労働情報 **アシスト** ふうくおか

2023年  秋季号

## 福岡労働者支援事務所では 労働相談を受け付けています

ひとりで悩まず、まずはご相談ください  
労働者、使用者どちらからの相談にも対応しています



解雇や職場の人間関係など労働に関する相談をお受けし、  
情報提供や助言を行うことで、自主的な解決を支援します。

**相談無料****秘密厳守**

通常相談 (電話・来所) ※予約不要	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	福岡労働者支援事務所相談電話 <u>092-735-6149</u>
夜間電話相談 ※予約不要	毎週水曜日20:00まで (祝日の場合は翌日)	
メール相談	随時受付 ※回答は電話等で行います	専用メールアドレス fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp

出張労働相談も実施しています

- 大野城市 毎月第2水曜日10:00～12:00  
大野城まどかぴあ内男女平等推進センター アスカーラ  
予約電話：092-586-4035 (2日前までに要予約)
- 糸島市 毎月第2金曜日14:00～16:00  
糸島市男女共同参画センター ラポール  
予約電話：092-324-2800 (2日前までに要予約)
- 福津市 6,9,12,3月の第1火曜日10:00～12:00  
福津市役所男女共同参画推進室  
予約電話：0940-43-8116 (前週金曜日までに要予約)



日曜日や平日夜間に対応する**特別労働相談会**も実施しています → 詳しくは次のページへ

## 職場のハラスメント集中相談会

令和5年9月27日（水）、28日（木）9時～20時  
（受付は19時30分まで）

職場のハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ等）をテーマとする相談会を、開庁時間を延長して開催します。

この機会に、職場で困っていること、疑問に思っていることについて相談してみませんか？ ハラスメント以外に関する相談も可能です。

お話を聞きながら、問題点を整理し、解決に向けての助言を行います。  
必要に応じて弁護士相談も行います。（9月27日（水）15時～19時）



## 日曜労働相談会

令和5年11月19日（日）10時～18時（受付は17時30分まで）

お仕事等で平日の相談が難しい方にも相談いただけるよう、日曜日に相談会を開催します。

ふだん職場で疑問に思っていること、不満に思っていること、困っていることを相談してみませんか？

お話を聞きながら、問題点を整理し、解決に向けての助言を行います。  
必要に応じて弁護士相談も行います。（14時～18時）

※場所はいずれも福岡労働者支援事務所  
（最終ページの地図参照）です。

**相談無料**

**秘密厳守**

**予約優先**

※電話・来所いずれもOK！

・・・今年度の今後の予定

解雇・雇止め集中相談会

令和6年2月20日（火）21日（水）9時～20時（受付は19時30分まで）

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための  
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- 1 国の退職金制度！  
掛金の一部を国が助成します。
- 2 外部積立型でラクラク管理！  
管理や運用の手間がかかりません。
- 3 掛金は全額非課税でオトク！  
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

福岡県は

# 働き方改革に取り組む企業を応援しています！

県内企業・事業所の皆様へ

## 働き方改革 基本セミナー&事例報告会〔後期〕

県内2地域での対面開催  
+ オンライン配信

- 福岡会場 日時 10月12日(木) 13:00~16:30  
場所 天神ビル(福岡市中央区天神2-12-1)

〔 第1部 基本セミナー  
第2部 事例報告会・質疑応答・個別相談 〕

- セミナー参加者のうち、アドバイザーによるフォローアップ支援を希望する企業に対し、最大5回の支援を実施(支援期間は令和6年1月まで)

### 要事前申込

下記URLからお申し込みください

詳細・お申し込みはこちら

<https://fukuoka-hatarakikata.com>



県内企業・事業所の皆様へ

## よかばい・かえるばい企業参加事業所募集

自社の働き方を見直すための取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」への参加企業・事業所を募集しています。

～「魅力ある職場づくり」を目指して、働き方を見直すための取組を宣言しませんか?～

### 【宣言例】

- 進捗管理を徹底し、業務の効率化を図ることで、時間外労働を削減します。
- 子育てや介護をしながら働き続けられる職場にします。
- 社員一人ひとりのキャリア形成を支援する仕組みをつくります。

まずは取り組みやすいことから始めましょう！



### 参加特典 あります！

例えば…●福岡県働き方改革推進事業ポータルサイトで自社の取組をPRできます。

- 最寄りの労働者支援事務所が、必要に応じて、取組内容に応じた支援機関やメニュー(県施策、助成金など)を紹介するなどフォローアップします。

等々

＼ 詳細・参加申し込みは下記↓ホームページをご覧ください /

CHANGE!  
HOW TO WORK

福岡県 働き方改革推進事業ポータルサイト

# 働き方がえるばい!

<https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/>



福岡県が運営する働き方改革推進ポータルサイト「働き方がえるばい!」では、働き方改革に関するセミナーやイベントの情報発信に加え、「企業事例紹介」ページにおいて、過去に県の事業を活用して働き方改革を実践した企業の事例を紹介しています。



知っておきたい！  
働くときのルール

# ..... 年 次 有 給 休 暇 .....



年休を取ろうとしたら、「パートタイマーには年休はない」と言われました。

法律では使用者に対して、要件を満たした労働者へ年次有給休暇（年休）を付与する義務が課されています。パートタイマーなど、所定労働日数が少ない労働者についても年休は付与されます。



## Point Memo

年休は、(1) 雇入れの日から6か月経過していること (2) その期間の全労働日の8割以上出勤したこと  
の2つの要件を満たした場合に付与されます。

要件を満たした労働者のうち、週の所定労働日数が5日以上又は週の所定労働時間が30時間以上の労働者には10労働日の年休が付与されます。

パートタイマーなど所定労働時間が少ない労働者については、その所定労働時間や労働日数に比例して、その比率により一定日数の年休が付与されます。



年休を取りたいと言ったら、「忙しいからだめだ」と言われました。

付与された年休をいつ取得するかは、労働者の申し出によって決まるのが原則です。

一方、使用者には、「事業の正常な運営を妨げる場合」には他の時季に変更することができる時季変更権が認められていますが、「事業の正常な運営を妨げる場合」とは、年休取得者が特定の日に集中して代替要員の確保が困難である場合など、請求された日に年休を与えると事業全体が正常に運営できないという客観的な事情がある場合に限り、単に忙しいというだけでは年休取得を拒否できません。

なお、退職時に年休を使用する際は、他の時季に変更することができないので、時季変更権は行使できません。



年休を取得したことを理由に、賞与を減額されました。

法律は、年休取得を理由とする不利益取扱い（精皆勤手当や賞与の減額、不利な人事考課など）を禁止しています。



## 福岡県福岡労働者支援事務所

労働相談 ☎ 092-735-6149

相談受付時間 8:30~17:15  
(土日祝日・年末年始を除く)

福岡市中央区赤坂1-8-8  
福岡西総合庁舎5階

